

Ⅱ 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容等

日本遺産のストーリー全体に係る取組が対象となり、具体的には次に掲げるとおりです。

補助対象事業	内 容
(1) 情報コンテンツ作成事業	
日本遺産の構成文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備	日本遺産を総合的に取り扱うホームページ及びアプリ、パンフレット、映像資料の作成・発信、案内・解説設備の整備 等
(2) 活用整備事業	
日本遺産の構成文化財の活用にあつては設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイダンス施設、遊歩道、物見台、管理施設（建造物の新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備 等

2 補助対象とならない取組の例

以下に記載している内容は、過去に実施した補助事業で不採択（補助対象外）とした取組の一例です。不採択とした考え方も記載していますので、事業計画立案の際の一助としてください。

なお、ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業については補助対象外となります。

また、補助対象となる取組であっても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

○情報発信について

- ・ 特定の文化財単体のAR開発やパンフレット等の作成（特定の文化財の情報発信は補助対象外）
- ・ 団体間の連絡ホームページの作成（情報発信に当たらない）
- ・ 既存コンテンツ（ホームページやパンフレット等）の更新・改修・増刷（多言語化を除く）、アプリと連動した Beacon 機器の追加・更新（初期投資を除く）
- ・ 会報誌や機関誌などの作成・発行（団体の本来の活動のため）
- ・ アンケートを実施するだけのモニターツアー（成果の活用や効果が見込めない）
- ・ 地域の特産品や商品などの開発（商業行為）
- ・ 協議会等が直接実施せず、全部委託して実施する連続講座（団体に主体性がない）

○活用整備整備について

- ・ 古道の復元や登り窯覆屋の修理（特定の文化財の整備）
- ・ 文化財を取り巻く環境保全のための川の清掃、ごみ拾い（団体の本来取り組むべきこと）

3 各費目における単価上限、補助対象外経費等

(1) 各費目における単価上限、補助対象範囲等

- ・1回当たりの支払額が35,000円（税込み）以上となる場合、銀行振り込みとすること。

※赤字は特に注意すべき点

費目	細分	注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外
		外部委託のみの事業等、協議会等に主体性が認められない事業	
		協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外（ただし旅費は除く。）	
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,040円／時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000円／日
	講演	専門家による講話、研究報告等に適用。芸芸等の実演、指導等は適用外	35,000円／日
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は賃金単価を適用	12,000円／日
	指導・実技	芸芸等の実演、指導、教授、解説（現地解説を含む）等	10,200円／日
	原稿執筆	日本語 400字（A4用紙1枚）程度	2,000円／枚
		外国語 200語（A4用紙1枚）程度	4,000円／枚
	翻訳	和文英訳 200語（A4用紙1枚）程度	5,700円／枚
		英文和訳 400字（A4用紙1枚）程度	3,800円／枚
		その他和訳 400字（A4用紙1枚）程度	5,200円／枚
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費（バスの借り上げ）等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの	左記は全て 全額補助対象外
		協議会内の事務会合に係る交通費	
		特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	
	宿泊費	真に必要な場合のみ（食事代（バック料金の場合は相当額）は補助対象外）	9,800円／泊
	日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外
使用料及び借料		・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。	—
役務費		・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。	
委託費		・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。）	
工事請負費			
備品購入費		・1点10万円（税込）以上の高額物品	左記は全て 全額補助対象外
原材料費		・パソコンやカメラ等	
需用費		・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等）	
		・個人が所有することとなる物品（鉢巻き、晒し、足袋等） ・参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等） ・金券の購入（報償費として支給する場合も含む）	
		発注予定総額が10万円（税込み）以上の場合には見積書を添付すること。	—

(2) その他の補助対象外経費等

費目	細分	注意事項
食糧費		食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等もすべて）
不動産関係費		建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費
祭等の運営費		祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費
団体が当然負担すべき経費		協議会等及びその構成団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費等）、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、 構成団体への振込に係る振込手数料等
受益者負担とすべき経費		参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費 等）
地域色の薄い取組		その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
応募経費		本事業の応募に係る通信費、旅費等
補助期間外の支出		補助対象期間外（交付決定日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費
その他		ポイントによる支払いを行った場合の当該ポイント分の経費

※経費の性質上、上記と同義のものは同様の取扱となります。

※上記に記載の単価は補助金を充当できる上限単価であって、実際の支出単価は、協議会等において基準を定める等、適切に運用すること。

補助対象事業の内容及び具体例等

事業内容	具体例	注意事項
(1) 情報コンテンツ作成事業		
ホームページ、映像等の制作(外国語版の制作を含む)	◆日本遺産を網羅的に紹介するホームページの新規作成や映像資料制作	※日本遺産を総合的に取り扱う事業が対象 ※ホームページの更新、サーバーの維持管理(いわゆるランニングコスト)、映像の保管料などは補助対象外
(2) 活用整備事業		
展示設備整備等	◆空き教室や廃校等の改修 ◆便益施設等の設置 ◆防犯・防災対策 ◆案内板・説明板の設置 等	※警報設備、防災対策は公開活用に係る設備整備と一体として行うものに限る。 ※環境整備は案内板の設置等に伴う雑木、雑草の除去、張芝とする。

※上記にかかわらず、次の事業は補助対象外とする。

- 神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等
- 国宝重要文化財等保存整備費補助金で対応可能な事業
- 団体の予算の付け替えと認められる取組

<主な留意点>

- 補助対象となる費目は、「Ⅷ 補助要項」に掲げる観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項（別紙2）を参照してください。